

取組事例

(所定外労働削減・年休取得促進・多様な正社員・朝型の働き方・テレワーク)

| | |
|--------------|--------------|
| 企業名：本坊酒造株式会社 | 所在地：鹿児島県鹿児島市 |
| 社員数：200名 | 業種：製造業 |



取組の目的：

昔からの伝統の中で、酒造メーカーの古い風習があり、それが他社や地域との格差となってしまったことから、この環境を変えるため、社員が仕事と子育てを両立させることが出来、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮出来るようにする。

取組の概要：

〈現在の取組〉

○トップメッセージ

企業は人なり。人材なくしては、我々の使命・企業価値の実現もありえない。短期と中長期の視点を持って自らの役割と課題を自覚し、その達成のために絶えず自らの能力の向上に努めよう。無限の可能性を信じ相互に啓発しながら、より高い価値と物心両面の幸福実現の為、社員が安心して働ける職場づくりと、社員一人々が資質向上を目指せる環境づくりをおこなう。

○年次有給休暇の取得促進

- ・ 家族の誕生日や結婚記念日等何かの記念日に有給休暇を取得するアニバーサリー休暇制度。また、啓発の一環として、事業所内に、社員の誕生日一覧表を作成し掲示している。

○所定外労働時間の削減

- ・ 毎週水曜日をノー残業デーとし、時間外労働時間の削減を図っている。さらに総務課にて、その実施状況をチェックし定着を図る。
- ・ 所定外労働の実態と所定外労働時間が削減出来ない原因の分析を行う。
- ・ 事業所長を対象に、所定外労働時間削減のための意識改革の研修を年2回実施。

○育児・介護

- ・ 育児休業、介護休業を希望する社員は、定める休業規程により休業することができ、その周知を図っている。
- ・ 生後満1年に達しない子を育てる女性社員が申し出たときには、所定休憩時間のほかに1日2回各々30分の育児時間を与える（「育児短時間勤務」制度）。
- ・ 年次有給休暇取得の働きかけ、育児・介護短時間勤務、育児のための所定外労働の免除、介護休暇、子の看護のための休暇、時間外労働及び深夜労働の制限等を活用して、育児・介護を行う社員に配慮。

〈今後の取組〉

○年次有給休暇の取得促進

- ・平成 26 年 9 月の取得率 39%を、平成 28 年 9 月 30 日までに 50%とすることを目標としている。

○所定外労働時間の短縮

- ・今後の仕事の効率化を推し進め、所定外労働時間の短縮を図る。

現状とこれまでの取組の効果：

○年次有給休暇の取得率

平成 21 年から平成 22 年までの年休取得率は 23%であったが、取組の結果、平成 22 年から平成 23 年までの取得率は 31%となった。

○所定外労働時間

平成 25 年度の 1 か月当たり所定外労働時間の平均は、会社全体で 383 時間であったが、平成 26 年度は製造及び販売数量が増加したにも拘わらず、1 か月当たり所定外労働時間の平均は 379 時間と時間外労働時間の削減を図れた。

○社員の声

育休復帰後も「育児短時間勤務」制度があり、保育園の送り迎えにも大変助かっている。また、子供の看護休暇に関しても、30 分単位で取ることができ、産休の体に負担がかからず、時間に余裕がとれるので、通院時に大変役立っている。